

(1) 奈良県における人権教育

太平洋戦争が終わり、「日本国憲法」、「教育基本法」、「学校教育法」が公布・施行され、民主教育の実現に向けた取組が進められました。その際、本県においては、直面する重要な課題として部落の児童生徒の長期欠席・不就学問題がありました。以後、この問題の解決を図ることから同和教育の取組が進められました。

昭和41(1966)年、県教委は、関係団体との協議を経て「同和教育の推進についての基本方針」を策定し、「部落及び部落を取り巻く社会現実に目を注ぎ、正しい人間関係を自覚せしめることによって部落差別を解消し、真に民主社会の建設に寄与する人間の育成」を同和教育の目的とし、その取組を確固たるものとして位置付けました。

同和教育は、部落問題に対する正しい認識を培う教育内容の創造や、部落の児童生徒の進路保障など、幅広く取り組まれてきました。やがて、こうした取組は部落問題にとどまらず、障害のある人や外国人などに対する様々な個別の人権問題にもつながるとともに、生命の尊さや平和の大切さといった普遍的な視点から人権を捉える取組としても進められました。さらに、同和教育は、学校教育はもとより社会教育においても、人権が尊重される社会や地域を目指して取り組まれました。こうした歩みをふり返ってみたとき、日本の人権教育の基底は同和教育によって拓かれてきたと言えます。

平成3(1991)年、県教委は『同和教育の手びき 第34集』において「部落史の見直し」を提起しました。これは、政治権力の支配や経済的格差に部落差別の原因を求めてきた従来の部落史の見方に対して、地域社会における社会的関係の有り様にその要因を見だし、地域社会を再構築する必要性を示したもので、人権教育の内容を創造する上で大きな意味をもつものでした。

国際社会では、1994年、「人権のための国連10年」が決議されました。この決議を受け、国や県においても、『人権教育のための国連10年』行動計画が策定されました。この計画の基本理念は、平成16(2004)年に策定された「奈良県人権施策に関する基本計画」へと受け継がれています。

(2) これまでの取組において大切にされてきたこと

本県においては、人権問題の解決と人権が尊重される社会や地域を築く人間の育成を目指し、人権教育の取組が進められてきました。その中では、次のようなことが大切にされてきました。

一人一人の暮らしの現実から教育課題を捉えること

人には皆、それぞれの生き立ちがあり暮らしがあります。その中で、どの子ども「勉強がわかるようになりたい」、「いろいろなことができるようになりたい」と願っています。また、人は皆、「よりよく生きたい」、「幸せに暮らしたい」という思いを抱いています。にもかかわらず、偏見や差別によりそうした思いや願いが阻まれる現実があります。

これまでの取組においては、家庭訪問や地域に足を運ぶことから人々の思いや願いに寄り添う活動を大切にしてきました。それは、目の前の子どもの姿や地域社会における人々の暮らしの現実をその背景まで捉え、教育課題を見だし、問題の解決を図ろうとする具体的な教育実践でした。

すべての子どもの教育を受ける権利・すべての人の学ぶ権利を保障すること

日本国憲法第26条には「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひと

しく教育を受ける権利を有する」とあります。

戦後における部落の児童生徒の長期欠席・不就学問題を解決する取組は、「教育の機会均等」を具体的に実現するものでした。その後、この取組は基礎学力の充実や奨学金制度の整備などにもつながっていきました。また、そうした営みは、部落の児童生徒だけでなく、障害のある子や外国につながる子など、すべての子どもの教育を保障する取組の充実へと広がっていきました。さらに、識字学級や夜間中学の取組は、差別や貧困、障害や戦争などの理由により文字を習得できなかった人々の学ぶ権利を保障してきました。これらの取組は、「教育を受けること自体が人権」という認識を具現化したものとして捉えることができます。

学習を暮らしと結び、人権問題の解決と民主的な社会の実現を目指すこと

人権についての理解を深める学習の際には、法の下での平等、個人の尊厳といった普遍的な視点からアプローチする手法と、様々な人権問題の解決という個別的な視点からアプローチする手法の両者があまった取組を進め、人権意識の高揚を図ることが大切です。

そうした人権学習の実施に当たっては、日々の暮らしの中に深く入り込んでいる差別や人権侵害を温存し助長しているものの見方・考え方と向き合うことを通して、「他人事」として終わらせない取組とすることが重要です。

これまでの取組においては、家族の仕事や地域の人々の労働について聞き取る活動を取り入れたり、「地区別懇談会」において地域の課題をテーマとしたり、職場における慣習を見直すための研修を設定したりといった様々な工夫を取り入れるなどして、学習を暮らしと結ぶことを大切にしてきました。

一人一人を生かす「集団づくり」を進めること

これまで取り組まれてきた「集団づくり」においては、一人一人を大切な存在として捉え、集団の中で個を生かし、「なかま」として生きる自覚をもった集団として共に高まることを大切にしてきました。そこでは、とりわけ、疎外され、抑圧されかねない立場にある人が他者とつながり、生き生きと暮らせているかを検証しながら教育課題を明らかにし、一人一人が互いの人権を尊重し協力する関係づくりを進めてきました。それは、集団に属する人々が互いに心を通わせながら願いや悩みを出し合い、克服すべき課題の解決を図る取組でした。

このような取組は、自己実現はもとより、一人一人の願いを大切にする「地域づくり」、さらには、誰一人として排除しない共生社会、インクルーシブな「まちづくり」へとつながるものです。

これまでの取組において大切にされてきたこと

- 一人一人の暮らしの現実から教育課題を捉えること
- すべての子どもの教育を受ける権利・すべての人の学ぶ権利を保障すること
- 学習を暮らしと結び、人権問題の解決と民主的な社会の実現を目指すこと
- 一人一人を生かす「集団づくり」を進めること